

麻獣選管公示第一号

学校法人麻布獣医学園寄附行為第十八条第一号評議員の任期満了に伴う選任を下記により行う

記

一 選任する評議員

法人の職員から選任する評議員

選任数 十三人

任期 四年（令和二年六月一日から令和六年五月三十一日）

二 有権者

選挙公示日現在、本学園に引き続き六月以上継続して勤務している満二十歳以上の専任職員を有権者とし、選挙権を有する

ただし、選挙期日において、学校法人麻布獣医学園就業規則第二十六条により学園から休職を命じられている者、同規則第三十六条により学園から出勤の禁止を命じられている者、同規則第四十四条により懲罰審査中のために自宅待機を命じられている者及び同規則第四十六条により懲戒処分に基づく停職を命じられている者は、除かれる

三 立候補及び候補者推薦

(一) 有権者で、選挙公示日現在満二十五歳以上の者は被選挙権を有し、立候補できるほか、二人以上の有権者の推薦により候補者となることができる

ただし、任期四年を全うできないことが明らかなる者については、候補者になることはできない

(二) 候補者に係る届出は、立候補者は自ら、推薦の場合は本人の承諾を得てその代表者が、所定の様式により選挙公報を添えて期日までに選挙管理委員会に届け出なければならぬ

(三) 立候補届及び候補者推薦届の受付期間

令和元年十二月二十六日から令和二年一月十四日（土曜・日曜・学園の休日は除く。）

四 選挙

候補者が選任数を超えた場合は、次のとおり投票を行う

(一) 選挙期日 令和二年一月二十七日（午前十時から午後三時）

(二) 期日前投票 令和二年一月二十二日・二十三日・二十四日
（正午から午後二時）

(三) 投票所 本館二階 第三会議室

(四) 開票日 令和二年一月二十七日（投票終了次第）

(五) 開票場所 本館二階 第一会議室

令和元年十二月二十六日

学校法人麻布獣医学園評議員選挙管理委員会

委員長 和田 恭

則

